

山梨県公報

第二千五百五十七号

平成二十七年

十一月九日

月 曜 日

目次

告示

- 保安林の指定の予定(七件)……………七一五
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………七一七
- 道路の区域変更……………七一八

公告

- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(三件)……………七一八
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………七二〇

告示

山梨県告示第三百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

甲府市古閑町字辰新井三五二七の二、三五三〇から三五三三まで、三五三四、三五四〇、三五四一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字辰新井三五二七の二・三五三二・三五三三・三五三四(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)三五三〇、三五四〇、三五四一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

北都留郡小菅村字棚沢二九四二の一、二九四五の一、二九四六、二九四九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字棚沢二九四二の一・二九四五の一・二九四六・二九四九(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月九日

一 保安林の所在場所

大月市七保町葛野字長そふり三〇三五から三〇三八まで、三〇四〇から三〇四二まで、三〇四九の内二、三〇四九の内四、三〇七八から三〇八三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長そふり三〇三五・三〇三七・三〇四〇・三〇四二・三〇四九の内二・三〇八〇から三〇八三まで(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、三〇三八、三〇四一、三〇七八、三〇七九

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南都留郡忍野村内野字大田和四三四三、四三四四の一、四三四四の二、四三四五の一から四三四五の三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大田和四三四三・四三四四の一・四三四五の一・四三四五の二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

韮崎市旭町上條南割字横沢平三三九三、三三九四の一、字三次山三三七七(次の図に示す部分に限る。)、三三七三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横沢平三三九三・三三九四の一・字三次山三三七七の一・三三七七(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

北杜市白州町大武川字前山四一五の一、四一五の二、四一六の一、四一六の二、五

三六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山四一五の一（次の図に示す部分に限る。）四一五の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

韮崎市神山町北宮地字白須場沢一二五三、一二五四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白須場沢一二五三・一二五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年十一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
上野原市鶴島字松葉四一三九番一地从先から 上野原市鶴島字松葉四一三八番六地先まで	一〇・五、 二五・二	一〇・五、 一五・四		一九・九

公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町印沢字塩破八三四、市川大門字 大畑六七四四	原川重雄

西八代郡市川三郷町山保字下佐ス五七七九、五七八〇の一、五七八〇の二	渡辺清政
西八代郡市川三郷町山保字後八四八一の一	桐林忠雄
西八代郡市川三郷町山保字坂七六六	鷹野林
西八代郡市川三郷町山保字坂七六七の一	前嶋弘之
西八代郡市川三郷町山保字坂七八五の一、七八五の二	長田眞市
西八代郡市川三郷町山保字正代五五〇の一の三	石原菊吉
西八代郡市川三郷町山保字大曲七七八九	桐林進
西八代郡市川三郷町山保字日影六六五三	前嶋泰作
西八代郡市川三郷町山保字日影六六五四の一、六六五四の八	前嶋学
西八代郡市川三郷町山保字入道七七二〇から七七二二まで、七七二四から七七二七まで	保坂竹松
西八代郡市川三郷町山保字由沢七五〇三の一から七五〇三の五まで	前嶋泰茂
西八代郡市川三郷町市川大門字シヨッパア六五三二の二	稲吉潤
西八代郡市川三郷町市川大門字シヨッパア六五三八	有泉鎮子
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二七一、一二七二	上田友蔵
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二八八	古屋清三郎
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二八九	古屋直一郎

西八代郡市川三郷町八之尻字崩二二九一	古屋静
西八代郡市川三郷町八之尻字崩二二九九	遠藤伊三吉
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一三〇六、字新三郎 一五五四、一五五六	伊東常蔵

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

西八代郡市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年十月六日農林水産省告示第二千二百十四号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後 藤 斎

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

南巨摩郡富士川町高下字円栗坂二〇六六	秋山万仁
南巨摩郡富士川町高下字向山四六六〇	樋口榮
南巨摩郡富士川町高下字向山四六六一	樋口勝子
南巨摩郡富士川町高下字向山四六六五	望月籐甫
南巨摩郡富士川町高下字向山四六六六	林應寺
南巨摩郡富士川町高下字北川一二一五の一	望月国左衛門
南巨摩郡富士川町高下字北川一二一九	樋口孫兵衛
南巨摩郡富士川町最勝寺字大久保尻三〇四八	中澤章
南巨摩郡富士川町小室字ウツキ坂一七七七の二	河澄菊次郎
南巨摩郡富士川町小室字ウツキ坂一七八一の三	大森武夫
南巨摩郡富士川町小室字越沢四九〇六の二	松本廣美
南巨摩郡富士川町小室字八町山五八八九の一五七（次の図に示す部分に限る。）	松本廣美
南巨摩郡富士川町平林字下河原一五六九の二	野中富子
南巨摩郡富士川町平林字下河原一六二二の一	秋山晃二
南巨摩郡富士川町平林字琵琶沢八〇五の二	秋山茂平

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

南巨摩郡富士川町（次の図に示す部分に限る。）

南巨摩郡富士川町鳥屋字平松八七二、八七三、字両 深沢秀義 久保八七四、八七五	南巨摩郡富士川町箱原字小僧一四〇三、一四〇五	依田登
---	------------------------	-----

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」とおり)は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年十月六日農林水産省告示第二千二百十二号

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十一月九日

一 農用地利用配分計画

氏名又は名	居住し、又は所	所	面積（平方メートル）
賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地		

山梨県知事 後 藤 齋

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」とおり)は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年十月六日農林水産省告示第二千二百十三号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町鰍沢字山居二六九三	依田真知
南巨摩郡富士川町鰍沢字打越二六二九の一、二六二九の二	中澤俊郎
南巨摩郡富士川町鳥屋字イセオバネ九九〇	望月亀吉
南巨摩郡富士川町鳥屋字イセオバネ九九三、九九五	望月隆三
南巨摩郡富士川町鳥屋字上ノ段一〇〇四、一〇八四から一〇九一まで	依田耕一
南巨摩郡富士川町鳥屋字上ノ段一〇九二	深沢豊子

3 (三) 意見

提出期限

平成二十七年十一月二十三日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番